

平成 19 年 3 月 26 日

広 報 資 料

建 設 局  
（ 担当 管理部監理検査課 ）  
電話 222 - 3548

平成 18 年度京都市公共事業再評価の対応方針について

京都市では、平成 18 年度公共事業の再評価について、別紙のとおり対応方針を策定しましたので、お知らせします。

なお、総務局総務部文書課情報公開コーナーでも閲覧できます。

（対応方針の概要）

平成 18 年度公共事業再評価について、平成 18 年 12 月 25 日に第三者機関である京都市公共事業再評価委員会から提出された意見を踏まえ、再評価の対象となった 3 事業を事業継続とする京都市の対応方針を定めた。

事業種別	事業名	補単種別	審議結果
河川事業	七瀬川	国庫補助事業	事業継続
街路事業	西小路通	京都市単独事業	事業継続
	・ ・ 25 鴨川東岸線 (第 2 工区)	国庫補助事業	事業継続

平成18年度京都市公共事業再評価

# 対 応 方 針

平成19年3月

京 都 市

平成19年3月26日  
京 都 市

平成18年度公共事業再評価について、京都市公共事業再評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を踏まえ、下記のとおり対応方針を定める。

## 記

### 1 全体について

本市では、これまで京都市公共事業再評価委員会に、再評価の対象となる事業区間単位で、事業の説明を行い、個別事業の審議を依頼してきたが、個別事業の事業区間だけを見ていては、適切な評価が困難な場合がある。

今後は公共事業をより効率的に推進していくため、事業の全体計画と個別事業の位置づけを整理するとともに、全体計画を見据えたうえで、個別事業の妥当性を考慮することができる評価システムや手法について検討していく。

また、費用便益計算書の記載方法については、算定手法が事業ごとに異なり、表現を統一することが困難な部分はあるが、今後はできる限り表現を統一するよう努めていく。

### 2 個別事業について

再評価の対象となった3事業の対応方針は別紙のとおり「事業継続」とし、引き続き事業の推進に努める。

なお、個別の事業については、次のとおり適切に対処していく。

( 1 ) 河川事業 七瀬川

本事業は、河道断面の拡大及び遊水池の設置を行い、治水安全度の向上を目指すとともに、まちづくりの一環として2層式河川の施工を行い、水と緑豊かな水辺空間を整備するものである。

平成19年度には2層式区間が整備され、治水効果が発現される予定である。

今後も引き続き、事業効果の早期発現に向けて取り組んでいく。

( 2 ) 街路事業 西小路通

本事業は、京都市西部地域における道路交通の円滑化と地域住民の生活環境の向上を図るため、四条通、三条通、御池通、丸太町通などの東西主要幹線道路を南北に結ぶ補助幹線道路の旧二条通から丸太町通までの間を整備するものである。

今後も引き続き、残る用地買収を進め、事業の進ちょくを図る。

( 3 ) 街路事業 ・ ・ 25 鴨川東岸線 ( 第2工区 )

本事業は、京都市南部地域の道路交通の円滑化と地域の活性化を図るとともに、京都高速道路「新十条通」と都心部のアクセスを強化するため、鴨川左岸の出町柳と十条通を結ぶ南北の主要幹線道路の中央橋から岸ノ上橋までの間を整備するものである。

本事業に関連する「新十条通」が平成20年5月に完成する予定であることから、より道路網としての事業効果が発現されるよう、同時供用を目指し、今後も引き続き、事業の推進に努める。

## 平成18年度 再評価対象事業一覧

## 再評価対象事業の該当条件

事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業  
 事業採択後10年間(廃棄物処理施設事業については5年間)を経過した時点で継続中の事業  
 再評価の実施後5年間を経過した時点で継続中の事業  
 社会経済情勢の急激な変化,技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	補単	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	対応方針
河川事業	1	補	七瀬川	延長 L=1,095m(950+145) 幅員 W=10.80 ~ 15.70m	H4		15	「事業継続」
街路事業	2	単	西小路通	延長 L=360m 幅員 W=11m	H4		15	「事業継続」
	3	補	・ ・ 2 5 鴨川東岸線 (第2工区)	延長 L=515m 幅員 W=21.0 ~ 30.6m	H9		10	「事業継続」

「補」は国庫補助事業,「単」は京都市単独事業を示す。

## 参 考 資 料

京都市公共事業再評価実施要綱

## 京都市公共事業再評価実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市が実施する公共事業のうち、この要綱に規定する再評価対象事業について、必要に応じて事業の見直し等の検討（以下「再評価」という。）を行うことにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共事業 道路、河川、公園、土地区画整理、住宅、上下水道、鉄道その他の、市民の生活と密接に関連する社会資本の整備に関する事業（維持管理に属する事業及び実施期間が1年以下の事業を除く。）をいう。
- (2) 事業採択 事業費の予算化をいう。
- (3) 未着工 用地買収手続及び工事のいずれにも着手していないことをいう。
- (4) 環境衛生施設整備事業 平成11年3月9日付け生衛発第355号厚生省生活衛生局水道環境部長通知で規定している環境衛生施設（水道施設（水道事業又は水道用水供給事業の用に供するダム等水道水源開発のための施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設を含む。）及び廃棄物処理施設をいう。）の整備に係る事業をいう。

### (再評価対象事業)

第3条 再評価は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号の一に該当するもの（以下「再評価対象事業」という。）について、実施する。

- (1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年間（環境衛生施設整備事業については、5年間）を経過した時点で継続中の事業
- (3) 再評価の実施後5年間（下水道事業については、10年間）を経過した時点で継続中の事業
- (4) 前3号に定めるもののほか、社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

2 前項第1号及び第2号の期間は、事業採択の日が属する年度の4月1日から起算することとし、前項第3号の期間は、再評価の実施の日が属する翌年度の4月1日から起算するものとする。

### (再評価の実施時期)

第4条 再評価は、前条第1項各号に規定する期間の満了前に実施するものとする。

### (再評価の方法)

第5条 市長は、再評価を行うに当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

(1) 事業に係る実施及び供用開始の目途

(2) 地域状況の変化等，事業を取り巻く社会経済情勢等の変化による事業の実施の効果  
(公共事業再評価委員会)

第6条 第1条に規定する目的を達成するために，第三者の意見を求める場として，京都市公共事業再評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の公開)

第7条 委員会の会議は，公開とする。ただし，会議を公開することにより京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になると委員会が認める場合は，この限りでない。

2 市長は，前項ただし書の規定により会議を非公開にしようとするときは，その理由を明らかにしなければならない。

3 第1項の会議とは，再評価対象事業についての事業説明，審議及び意見書の取りまとめに係る会議とする。

4 会議の公開は，傍聴を認めることにより行うとともに，公開した会議については会議録を作成し，これを公表する。

(対応方針の決定)

第8条 市長は，委員会の意見を尊重し，再評価対象事業について必要に応じ中止，休止を含む事業の見直しを行う等の対応方針を決定しなければならない。

(結果の公表)

第9条 市長は，前条の決定後速やかに，再評価の内容を公表しなければならない。

(フォローアップ)

第10条 市長は，再評価を行った事業のうち，継続中の事業について，再評価後毎年その進捗状況，社会経済情勢の変化その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか，再評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は，平成10年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は，平成11年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は，平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は，平成14年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は，平成16年4月1日から施行する。